

# 訪問看護料金表 (平成 26 年 4 月現在)

## ■医療保険を適用する場合

### 対象者と負担割合

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)により算定します。

後期高齢者 (75 歳以上)		1 割、現役並み所得者の方は 3 割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70 歳～74 歳)	2 割 現役並み所得者の方は 3 割 平成 26 年 3 月までに 70 歳になっている人は 1 割
		一般 (70 歳未満)	3 割 (6 歳未満は 2 割)

### 基本利用料金

訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき) 一般の居宅居住者の場合に適用	週 3 日まで 5,550 円 週 4 日以降 6,550 円 (厚生労働大臣が定める疾病等※)
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) 同一建物居住者 (施設等) の場合に適用	① 同一日に 2 人 週 3 日まで 5,550 円 週 4 日以降 6,550 円 (厚生労働大臣が定める疾病等※) ② 同一日に 3 人以上 週 3 日まで 2,780 円 週 4 日以降 3,280 円 (厚生労働大臣が定める疾病等※)
訪問看護基本療養費Ⅲ 在宅療養に備えた外泊時に適用	8,500 円 入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等※は入院中に 2 回
複数名訪問看護加算 (週 1 回) 厚生労働大臣が定める疾病※や利用者の身体的な理由により、1 人の看護師等の訪問看護が困難と認められる場合	看護師 4,300 円 看護補助者 3,000 円
難病等複数回訪問加算 厚生労働大臣の定める疾病等※の場合、1 日に 2 回以上訪問看護を行った場合	1 日 2 回の訪問 : 4,500 円 1 日 3 回以上の訪問 : 8,000 円
早朝・夜間加算 (1日1回) 早朝 (6 時～8 時) または夜間 (18 時～22 時) に訪問看護を行った場合	2,100 円
深夜加算 (1日1回) 深夜 (22 時～6 時) に訪問看護を行った場合	4,200 円
訪問看護管理療養費 (訪問毎) 安全な提供体制が整備されている指定訪問看護ステーションに算定	月の初日 : 7,400 円 2 日目以降 : 2,980 円

## ■医療保険を適用する場合

病状によって下記の料金が加算されます。

<b>長時間訪問看護加算</b> （週1回まで） 特別訪問看護指示書の交付を受けた方や特別管理加算の対象者に1回の訪問時間が90分を超えた場合	5,200円
<b>緊急時訪問看護加算</b> （1日につき） ご利用者やご家族の緊急の求めに応じ、主治医の指示を受け計画外の訪問看護を行った場合	2,650円
<b>特別管理加算（Ⅰ）</b> （1月につき） 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める下記に該当する状態にある場合※ ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている ・在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,000円
<b>特別管理加算（Ⅱ）</b> （1月につき） 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める下記に該当する状態にある場合※ ・在宅自己腹膜灌流指導管理等を受けている ・人工肛門・人口膀胱を設置している ・真皮を越える褥瘡の状態にある ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している	2,500円
<b>退院時共同指導加算</b> （1月につき） 医療機関入院中または介護老人介護施設入所中に、入院施設スタッフと在宅医療スタッフにより、在宅療養についての指導が行われた場合	6,000円 (利用者の状態に応じ月2回を限度)
<b>特別管理指導加算</b> 特別な管理を要するご利用者が退院されるにあたり、退院時共同指導を行った場合	2,000円
<b>退院支援指導加算</b> 難病等の方や特別管理加算の対象となる方に対して、退院日に在宅での療養上必要な指導が行われた場合	6,000円
<b>ターミナルケア療養費</b> 在宅で死亡した利用者に、死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上ターミナルケアを実施した場合	20,000円

事前にサービスの利用にご同意いただき利用された場合に加算されます。

<b>24時間対応体制加算</b> （月1回まで） 利用者又はその家族等からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じ行える体制にある場合	5,400円
<b>在宅患者連携指導加算</b> （1月につき） 主治医や歯科医師、薬剤師等医療関係職種間で情報共有を行い、利用者や家族に指導等を行った場合	3,000円
<b>訪問看護情報提供療養費</b> 利用者のご希望により、市町村に対して訪問看護の情報を提供した場合	1,500円